第1回村上市行政改革推進委員会(会議要約)

- 日 時 令和5年8月3日(木)午前9時30分から午前11時30分
- 場 所 村上市役所 5階 第五会議室
- 出席者 委員長、副委員長、田中委員、太田委員、中山委員、本田委員、瀬賀委員、小池委員、 竹内委員

須賀政策監、企画戦略課大滝課長、同課山田参事、同課行政改革推進室五十嵐室長、同室斎 藤係長、同室福田主査

観光課観光交流室村山室長、同室大倉主査

1 開会

企画戦略課係長

定刻になりましたので、第1回村上市行政改革推進委員会を開催します。

この委員会の庶務を担当する企画戦略課の斎藤です。委員長が選出されるまでの間、委員会を進行します。

2 あいさつ

企画戦略課係長

本日は市長、副市長公務のため、須賀政策監よりご挨拶を申し上げます。

政策監

令和5年4月から村上市政策監に着任した須賀と申します。よろしくお願いします。 本日は市長に代わり、私の方から一言ごあいさつを申し上げます。

本日は暑い中、また大変ご多用のところ行政改革推進委員会にご出席賜りまして誠にありがとうございます。また、新たにご就任いただきました3名の委員の方については、本当にお忙しいところ、ご就任をご快諾いただき誠にありがとうございます。

8月3日からの大雨による災害が発生して本日でちょうど1年となります。荒川地域、また、神林地域を中心に市内全域で大きな被害に見舞われたところです。未だ被災者全員が以前のような日常を取り戻すというところには至っていませんが、市民と行政が協力して、一歩一歩、着実に復興が進んでいるところです。一方で、本市の財政収支見通しは大変厳しいところで、今後の住民のニーズに応えつつ、また今後の災害などの有事に備えまして、将来にわたり持続できるよう運営をしっかりしていかなければならないと改めて思っています。

このようななか、令和4年2月に策定されました村上市行政改革大綱2022を踏まえて、減量経営を行うべきところは行い、充実すべきところは充実させるという本来の意味での行政改革を着実に進めるということは大変重要で、需要が高まっているところだと思います。委員の皆様におかれましては、これまでの市の行政改革の取り組みに対し、様々な観点からご意見を頂戴いただければと思っております。

本日は大変短い時間ですが、忌憚のないご意見をいただきますよう、どうぞよろしく お願いいたします。以上簡単ですが、私からのあいさつとします。本日は誠にありが とうございます。

3 委嘱状の交付

企画戦略課係長

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、委員の就任についてご承認いただき 大変ありがとうございました。会議に先立ち委嘱状の交付を行います。政策監から交 付しますので、自席にて委嘱状を受け取りください。

【委嘱状交付】

【委員自己紹介】

【事務局自己紹介】

4 委員長・副委員長の選任

企画戦略課係長

委員の出席状況をご報告いたします。本日の出席委員は9名で、全員の方にご出席を いただいておりますので、本日の委員会が成立していることを報告します。

村上市行政改革推進委員会条例第4条により、委員長、副委員長は委員の互選により 定めることとなっています。立候補または推薦についてお諮りいたしますが、いかが でしょうか。

ないようであれば、事務局案を提案します。委員長に馬塲健委員、副委員長に村山優 子委員をお願いしたいと思いますが、皆様いかがでしょうか。

【異議なしの声】

異議なしの声がございましたので、委員長に馬塲健委員、副委員長に村山優子委員が 決定いたしましたので、前の席の方にご移動をお願いいたします。

委員長の方からご挨拶の方お願いいたします。

委員長

委員長に選任していただきました馬塲でございます。よろしくお願いいたします。

実は先週末、この暑い中京都に行って学会報告をしてきました。何の報告だったかというと、原子力利用の住民参加っていう話の本を作りましたが、別に原子力発電がどうのこうのっていうことはさておき、一般的に住民参加って何が重要なんだっていう話をしてきました。今回この行政改革については、策定段階から入っていらっしゃる皆さんが、この実施段階に入ってもこうやって参加してくださっている。そうすると、その時の知見が、作った時にどんな議論があったのかっていう知見をここでまた出していただける。さらに新しい目で新たに入った皆さんがご議論いただけると、こういう形で非常に理想的な形であると考えています。

政策監がおっしゃったとおりで、村上市の財政状況はそれほど良いとは必ずしも言えないという中で、何らかの形で減量経営をやっていかなければいけない。ただ、何でもかんでも切ればいいという話にはならないということになれば、我々は代表者ではありませんが、考え方を提示していくことが必要だろう。実施していた事務についてどう考えるかという意見を提示していくのが役に立つと考えており、そのお手伝いができればと考えています。皆さんのご協力があっての意見になるのでよろしくお願いします。

副委員長

先ほどのご挨拶にありましたが、8月3日はちょうど昨年の豪雨災害でした。つい先

日は、夜中の大雨に朝までなかなか眠れなかった人もいるんじゃないでしょうか。その災害によって、行政改革にも大変いろんな影響を及ぼしていると考えています。その時に思ったのは、地域の力、それから、外から来てくださるボランティアの皆さんたちの力、大変助かりました。これからの村上市はその地域力を上げていくことも一つの大事な視点ではないかと思い、この委員会にも、そういう目線で参加したいと思っています。よろしくお願いします。

5 報告

村上市行政改革大綱2022の進捗状況

(1) 公共施設マネジメントプログラムの取組

【資料NO2】

(2) 用途廃止施設の「活用・処分」取組方針

【資料NO3】

(3) ふるさと納税の取組

【資料NO4】

企画戦略課係長

委員長が決まりましたので、条例第5条の規定により、委員長が議長となりますので、 ここで議長を交代します。よろしくお願いいたします。

委員長

公共施設マネジメントプログラムの取組状況について説明をお願いします。

企画戦略課室長

次第5、報告でご報告申し上げる3項目について、初めに、村上市行政改革大綱2022 での位置付けについて説明します。行政改革大綱2022は、2年前の令和3年度に、本 委員会の委員の皆様のそれぞれのご知見やご意見を積み上げて策定したものです。計 画期間は令和4年度から8年度の5年間となっています。

基本的な考え方としては6ページにあるとおり、持続するまちであり続けるということを基本理念とし、安定した財政運営を維持するために行政サービスの改善と向上、公共施設の適正管理、効率的な行政組織、この3つを重点施策として行政改革に取り組んでいくこととしています。

本日報告する報告1、公共施設マネジメントプログラムの取組については、10ページのとおり、エンジ色の囲み上段に位置付けられています。これについては市民の皆様と課題を共有しながら、公共施設の見直しを進めていこうとするものです。報告2、用途廃止施設の活用処分取り組み方針については、同じページ下段の財産適正管理、歳入を確保するため、遊休地、未利用財産の売却、貸し付けを計画に進めるということに位置付けられているものです。報告3、ふるさと納税の取り組みは、9ページのエンジ色の囲み下の方、自主財源の確保ということで、3番目、ふるさと納税や広告料収入などによる自主財源の増に取り組むことに位置付けられているものです。

それぞれ担当から、取り組みの進捗状況について順次ご報告申し上げます。説明の後、 委員の皆様からご意見いただければと思います。

(1) 公共施設マネジメントプログラムの取組

企画戦略課係長

公共施設マネジメントプログラムの取組について説明します。最初にA3二つ折、公共施設マネジメントプログラム、令和5年6月Ver.をご覧ください。

全体として、公共施設マネジメントプログラムについては、令和3年度、令和4年度 を重点期間と位置付け、全庁挙げて継続的に取り組んでいます。この度の進捗により 本年6月に時点修正を行いましたので、その概要について報告します。 表紙には、本市の施策のロードマップを掲載しています。上段に、第一次から第三次総合計画まで示していますが、総合計画とは、市が目指すまちの将来像に向かい、どのようなまちづくりをしていくかという方針について、市民の皆様と共有、協働して行動していくための計画です。第三次村上市総合計画については、令和4年4月からスタートしています。併せて、下から3段目の行政改革大綱2022もこの総合計画の重点戦略の一つとして動き出しています。その2段下に公共施設マネジメントプログラムがありますが、こちらは令和3年3月に公表し、令和3年、令和4年を重点期間と位置付けて取り組み、今年度も継続的に取り組んでいるところです。

真ん中のページ、左上をご覧ください。村上市の人口推移です。2008年の市町村合併時には約7万人いた人口が、令和2年には約5万8千人に減少、令和27年には約3万6千人に減少し、市町村合併時の半分程度になるものと推定されています。また、公共施設の多くは1970年代に建設され、経年による老朽化で維持管理についても年々厳しさを増している状況にあることから、人口減少に対する施策に取り組み、村上市が持続するまちであり続けるためにも、行政改革を進めるものです。

右上は行政改革の取り組みです。こちらは令和3年度に策定した行政改革大綱2022で、持続するまちであり続けることを理念とし、安定した財政運営を基盤に三つの重点施策に取り組むこととしています。公共施設マネジメントプログラムは、このうちの公共施設の適正管理に該当するもので、公共施設の利用状況、管理コスト等を可視化し、課題を共有して見直しを進めるものです。

最後のページご覧ください。こちらには施設の方向性を一覧表で記載しています。縦の欄は、施設の類型、横の欄は方向性を示しています。令和4年度の取り組みの中で、施設の方向性を修正したものが何施設かありますので、令和5年度の当初の数値ということで修正しました。あわせて、令和3年度、令和4年度中の取り組みにより、所期の目的とした取組内容が完了したものが31施設ありますので、一番右側に欄を設けて提示しています。これがマネジメントプログラムの取り組みの概要になります。続きまして、もう一つの資料になりますが、村上市公共施設マネジメントプログラム施設別ということで、少々厚い資料になりますがこちらで説明します。こちらはボリュームが多いので抽出して説明します。前の方にモニターを用意しましたので、こちらご覧いただきながら、説明を聞いていただければと思います。

こちらのA4冊子は、公共施設マネジメントプログラムの取組対象となっている461 施設の方向性や具体的な取組内容、ロードマップなどを記載しています。令和4年度の取り組みにより修正した箇所については、緑色の文字で記載しています。なお、令和3年度の取り組みにより修正したものは、茶色の文字で修正しています。本日は、主なところを説明します。細かいところにつきましては、後ほど冊子をご覧ください。

冊子の2ページのNo.6、岩船地域コミュニティセンターです。こちらの施設は岩船地区八日市にあり、地域コミュニティを推進するコミュニティセンターと市の出先機関として、住民票の発行窓口業務を行う連絡所の二つの機能を持つ施設でした。令和5年2月からマイナンバーカードを利用した住民票の写し、現在の戸籍、印鑑登録証明書などが取得できるコンビニ交付サービスの実施を始めたことや、神林支所が比較的近い距離にあることから令和4年度末で連絡所機能を廃止しました。写真のとおり、建物は老朽化していますが、当面利用し続けてますし、コミュニティセンターとして

の機能についてはそのまま維持することとしております。

12ページ、No.36荒川いこいの家です。こちらの施設は、市民の健康増進、余暇活動の向上、憩いの場の提供を目的とした施設で、関川村湯沢地内に設置していました。施設については、市町村合併前の旧荒川町が民間から譲り受けた旧建物を使用していましたが、老朽化により建て替え、平成22年4月に新しい建物として運営していました。しかし、昨年8月3日から4日にかけての大雨災害により湯沢地内を流れる河川が氾濫し、大量の流木と土砂によって施設は甚大な被害を受けました。復旧にかかるコスト、利用者の減少等の課題を含め検討した結果、施設を廃止することとなり、現在は建物が解体され更地となっています。写真のとおり、ブルーシートがかかっている手前側が川でした。さらに手前に建物が建っておりましたが全部解体され現在は更地となっています。施設の廃止後は、瀬波温泉の老人福祉センターあかまつ荘を代替施設とし、これまで荒川いこいの家を利用していただいてる方にとっても利用しやすい体制整備を行っているところです。

12ページ、No.38神林いこいの家です。こちらの施設は、昭和51年に神林地区上助渕地内に設置され、高齢者の生きがいづくりと介護予防を目的とした生きがい活動支援通所サービス事業の実施場所としての利用が主なものとなっていました。事業については、今年度から軽度の運動を取り入れた新しい介護予防を中心とした内容に見直したことにより、広い場所での実施を検討したこと、また、この場所の跡地利用が見込めないことから、昨年度末をもって廃止しました。廃止後は、民間の方へ有償譲渡したところです。

24ページ、No. 82上海府子育で支援センターです。こちらの施設は、上海府地区吉浦地内にあり、旧上海府保育園閉園後に利用されている子育で支援センターです。令和6年4月から子育で支援センター機能を神林地区に所在する旧神納東小学校へ移転することとなりましたので、今年度末で廃止する予定となっています。なお、移転後の跡地利用については今後検討することになっています。

35ページ、No. 30村上市町屋造観光案内所です。こちらの施設は、村上地区鍛冶町地内にある施設で、昨年度までは要援護老人の情緒の安定、孤独感解消、介護家庭の負担軽減を図るためコミュニティデイホームとして利用していましたが、今年度から用途変更し観光案内所としました。村上駅前にも観光案内所はありますが、町屋の景観を整備されており、町屋観光の方も増えてきていることから、この場所を観光案内所としたものです。場所的には、市街地の中心ということで休憩やトイレの利用がありましたが、観光案内所を置くことにより、利用者の方の利便性が高まることとなっています。今後は、旅行社との連携をしながら、幅広く事業に取り組んでいくことも検討されている施設です。

38ページ、No. 153布部ヤナ場公衆トイレです。こちらの施設は、朝日地区布部地内の 三面川右岸にある施設で、三面川鮭産漁協組合が運営する布部ヤナバに隣接して設置 されていましたが、令和4年度にヤナバが廃止されたことから、今年度、こちらの建 物を廃止し解体する予定です。

45ページ、No. 186市営中川原住宅です。こちらは村上地区にある施設で、昭和46年から昭和51年にかけて建設された11棟62戸の市営住宅です。建設後45年が経過してお

り、老朽化が著しいことから、建て替えを検討しているところです。この市営住宅の 建て替えについては、民間活力の積極的な導入による事業を検討しており、事業手法 や土地利用の基本的な考え方などについて、民間事業者の皆様の自由で実現可能な利 活用アイデアを広く聞くサウンディング型市場調査を実施しているところです。

58ページ、No. 243神林文化財収蔵庫です。こちらの施設は、旧神納中学校の特別教室だったところを文化財収蔵庫として使用していましたが、建築後57年が経過し老朽化が著しいことから廃止するものです。現在収蔵されている文化財については、朝日地区にある旧三面小学校へ移設し、現在の建物については取り壊しを検討しています。このほかにも廃校となった小中学校を活用した文化財収蔵庫がありますが、建物の状態により現状維持とするもの、それから、今後の方針を検討している施設があります。

63ページ、NO. 271荒川多目的グラウンド。こちらの施設は、荒川地区梨木地内にある総合運動公園内にあり、天然芝グラウンドを人工芝化することでサッカー場を整備するほか、グラウンドゴルフ、フットサル、健康づくりというような各種イベントなど多目的な利用が可能となるように計画しています。予定は令和6年、令和7年度に改修工事となっています。また、管理棟もありますが、現在インターネット環境が利用できないという状況なのでネット環境の整備を進め、また、多目的トイレ設置等により機能強化をし、管理棟の施設の長寿命化を図るものです。

以上、すべての施設について、説明すべきところですが、令和4年度の取り組みの成果として、主な施設を説明しました。行政改革大綱2022にあるとおり、持続するまちであり続けるためには、すべての行政コストを検証したうえで、確実に行政改革を進めていく必要があります。昨年度の取り組みについては説明したとおりですが、引き続き461施設の利用状況、行政コストなどを可視化し、市民の皆様への説明責任を果たした上で、行政改革による公共施設の見直しを進めることと考えております。

委員長

今挙げていただいたものについてご質問、ご意見等伺い、そのあと、個別説明がなかった部分についてご質問、ご意見をいただければと思います。

今ご説明いただいたものの中で、売却とか、貸出と書いてあるものと、廃止で取り壊 して止まってる部分もありますが、その違いは何か。

企画戦略課係長

この後の利活用方針が定まっているものについては、こちらの方向にあるんでしょうし、建物が老朽化して、改修費用もかかる、総合的に勘案して取り壊したほうがいいと判断した施設については取り壊すというお話をさせていただきました。

委員長

取り壊した後は、とりあえず危ないから取り壊し、もし売却するなら売却するという 方向、もしくは、それ以外の利活用を考えるという次の段階に入ることになる。

企画戦略課係長

市で利活用する予定があればそのように進んでいくでしょうし、当面活用する予定がないということであれば、民間の方に売却するなり、貸付することになる。

委員

荒川の多目的グラウンドを人工芝化するという話ですが、以前聞いたところによると、神林総合グラウンドパルパークも候補に挙がっていたような話も聞こえてきたんですが。これが荒川の多目的グラウンドを人工芝化して、サッカーもある程度使えるような格好にしようとなった経緯、庁舎内でどんな話があって、神林のグラウンドの

話が消えたのかという経緯をご説明いただきたい。

企画戦略課係長

確かにおっしゃるとおり、最初は神林のパルパーク隣のグラウンドを予定していましたが、サッカー場としての面積的なもの、整備するにあたっての面積が確保できないということもあり、市内他の施設も検討した結果、荒川の多目的グラウンドであれば、社会人2面、ジュニア4面の面積を確保できるということでそちらの方に整備する方針に至った。

委員

そうすると、主な要因というのはその面積的なところから荒川だという結論だったわけですか。

企画戦略課室長

要因のところまでは詳しくは説明できませんが、経緯を申し上げますと、教育委員会の生涯学習課でスポーツ施設整備計画を作りました。その中では、市内のいずれかの多目的グランドで人工芝化を検討するというような計画も位置付けて、計画自体は令和3年度からとなってますが作りました。その候補の中には神林パルパークグラウンドと、もう一つ考えるとすれば荒川のグラウンドだったんですけども、教育委員会サイドで検討した結果、最終的に荒川多目的グラウンドを人工芝化しようというような計画で今動いてるところです。

委員

公共施設の件で2点ほど確認したい。固定資産というのは滅却すれば経費が、例えば 設備が1億円かかる場合は1億円を経費で落とせますが、市の設備というのは、そう いう経費はどのようになるのか。多分全部税金だと思うんですが、それを1件確認したいのと、民間であれば、例えば1億円の設備を中断する場合は、減損処理とか、税金を余計払って中断することができますが、市の設備はそういうことができるのかどうか教えてほしい。

企画戦略課係長

市の会計は単式簿記なので、経費で落とすとか、そのような考えはない。複式簿記であれば減価償却という考え方は適用されるが、市予算は、会計上は単式簿記で処理している。

委員

中断しても税金かかるとか、経費かかるとかいうことはないのか。現状維持が結構出 てくる。

企画戦略課係長

公共施設には固定資産税は賦課されていません。

委員長

186番の公営住宅の建て替え事案ですが、これは公営住宅として建て替えるのか。サウンディング調査をかけてるっていうところを見ると、何か別のものにするという、つまり一旦更にして、何か別のものにするということを想定されてるのか。それとも、公営かどうか別にして、住宅にすることを想定されてるのか、この辺りを教えてほしい。

企画戦略課係長

基本的には住宅の建て替えです。

委員長

その時のサンプリング調査はどのようなことを想定されてますか。なぜかというと、 新潟大学も教職員住宅が古くなったんで建て替えるのですが、建て替えるのではな く、ホテルにするとか、そういう話でサウンディング調査がかかったというのがあっ て目標と用途変更を考えてたんですけども、そうではないということなんですね。 企画戦略課係長

基本建て替えの手法、例えばPFIを入れるとか、どのような手法がいいのかを調査している。

委員

68ページ、289番スケートパーク。ここに指定管理制度の導入を含めた協議、検討を 進めるとありますが、これから検討されることなので何も決まっていないと思います が、確認できる市のホームページからの資料と、年間維持費、生涯学習課で3千万円 かかっている。これは令和3年度ですが4年度は出ておりますでしょうか。

企画戦略課室長

スケートパークの歳出の部分だと思いますが、令和4年度の会計については、市は会計年度としては3月に終わりますが、5月まで会計の出納整理期間がございます。ちょうど決算書を調製してるところで、9月議会には決算書が公表されますので、それぐらいのタイミングでありましたら、詳しい数字が出ていくことになる。

委員

30日に県営のスケートパークが新潟市にオープンした。県内最大規模ということで。当初、村上市のスケートパークは、スケートボードの聖地を目指すということで鳴り物入りでオープンしたが、ここに県内最大規模の県営施設ができたとなると、今まで村上に来ていた方が来ないことも考えられる。使用料の収入も、この先増えていくのかどうかというのは経営の手腕によるとは思うが、ウナギ登りに伸びていくとは思えない。例えば指定管理制度を導入したときに、委託料が発生するが、年間維持費よりはかからないのではないかと思う。これは、年間維持費がかかって、おそらく赤字であろうと思われるが、その辺を至急に検討された方がいいのではないかと思う。

企画戦略課室長

スケートパークの件ですが、こちらの施設別の方向性の中で指定管理制度ということで具体的な手法を載せている。現在スポーツ庁等でも、スポーツ施設については、指定管理に限らず、様々な民間活力の使い方があるということを聞いています。生涯学習課のスポーツ施設担当の方でも、今年度スポーツ庁に伺ったりして、どのようなやり方がいいのか。指定管理に限らず、民間の力をお借りして施設運営するような形で検討しており、なるべく早く方向性を出して、施設自体の良い活用を考えていくということで、庁内で動いています。

委員

早めに検討していただきたい。オープン時は平野3兄弟が登場したりして非常に話題にされ、新潟から世界を目指せる環境ができたと期待を寄せているということでしたので、何かお株を奪われたのではないかと危惧している。村上が全く話題に上らなくなっているので、もっと広く宣伝、PRしたほうがいいのではないかと思う。

企画戦略課室長

貴重なご意見ありがとうございます。そこら辺の話もスポーツの担当の方にお伝えして、今のご意見が反映されるように伝えます。

委員

2ページの6番、岩船地域コミュニティセンターですが、2階とか倉庫状態になっていて椅子とかテーブルとか入ってる。こういうところで岩船地域まちづくり協議会とか岩船商工会とか、あの方達がこの間の日曜日、岩船港でやってましたが、そういうイベントをする時の、椅子とかテーブルとかテントとかの資材置き場として利用することは可能なのか。結構、物がいっぱいあって物を貯めておく所がないので毎回レンタルしなければならないとか、会で購入することが検討できなくなってきている。こういう施設の空いてる所に置かせていただけるとすごいありがたいという話を聞いたことがある。

企画戦略課係長

このコミュニティセンターについては、先ほど申し上げたように和室、会議室という のは、その用途で利用する場所になるので、倉庫として貸出することは難しいものと 考えられる。

委員長

資材置き場として使えるような、使われていないようなものがあれば、コミュニティセンターではなくて他のところっていうのを考える。今出していただいたので、多分そういう情報が行政内部に入ったので、考えていただけることもあろうかと思う。

(2) 用途廃止施設の「活用・処分」取組方針

委員長 用途廃止施設の活用処分の取り組み方針について説明してください。

企画戦略課室長

今ほど報告したとおり、市では公共施設マネジメントプログラムがあり、取り組みの結果で用途廃止となる施設もある。本日ご報告する、活用処分、取り組み方針については、本年6月26日に市長を本部長とする行財政改革推進本部に諮り決定したものです。マネジメントプログラムはどちらかというとソフト、施策をどうしていくのかということ、活用処理の取り組み方針については、用途廃止となった建物、ハードに注目した、効果効率なやり方を考えていこうとするもので、庁内の行政内部でのマニュアルとして、それぞれの部署が共通した認識を持ち、事務を進めようとするために作ったものです。

市が保有する財産については市民全体の財産ですので、当然のことながら、制限なく自由に売買や貸付ができるわけではない。公共性を確保した上で行わなければならないものと考えています。6ページ、当然行政ですので、行政で持っている財産の区分について図で表しています。前置きが長くなりますが、不動産等の公有財産については行政財産と普通財産に分かれます。行政財産については、解説※1にあるとおり、公用や公共用に供する財産のことを言い、公用というのが、市役所の庁舎のように市が直接利用して事務を進めるもの、公共用のものについては、学校や図書館とか体育館のように、市民の皆さんにご利用いただいて、そこで何かしらの行政サービスを行うものになる。

普通財産とは、行政財産以外すべては普通財産になっており、行政財産というのは、一部例外を除いて、売却や貸し付けをすることができません。売却や貸し付けなど有効活用できるのは普通財産になるので、確認の意味で説明させていただいた。そこで用途廃止した後、財産をどのように分類するのかということの考え方が有効活用の上では重要になるので、今般策定した活用処分取り組み方針では、その考え方の優先度や手順をフロー化、事務の流れを見える化して、庁内で共有した考え方にして進めていく。或いは説明したとおり、6ページ以降、資料編ということで、基本的な財産の活用の部分について解説しています。

1ページをご覧ください。基本的な事項としては、上の方にあるとおり、用途廃止後、 市が直接利用する必要がない建物は、積極的に民間へ開放、譲渡貸し付けをし、有効 活用を図っていこうという考え方が基本的な事項となっています。

ポイント1にあるとおり、用途廃止後の建物については、まだ使えるものは市が使うのが、おそらく一番有効な活用策と考えている。一方で用途廃止した建物についてもったいない、何かに使えるのではないかということで、再利用することを目的にして

長期間検討しながら行政財産として管理し続けることが果たして有効活用策といえるのか。再利用するにしてもコストが適正規模なのか、その辺りについて留意していこうと記載している。

ポイント2にあるとおり、行政目的で使う施設、使う必要がないものについては、公共から民間へ開放することによって、そこで行う事業が直接的なものであったり、間接的に市民サービスに繋がるのではないかということで譲渡を優先に考えることとしている。

ポイント3と、右側のフロー図にあるとおり、将来その土地を利用して、市の施策ができなくなるというデメリットがあるものの、貸付よりも譲渡を優先に検討していこうという考え方である。貸し付けの場合は、当然のことながら市に所有権が残るのでコストが発生し続けるし、事務に関する人的コストも継続するためである。このようなことから、中心部で一定程度の面積を将来確保することが難しいと思われるもの以外については、デメリットよりもコスト的メリットを優先されるものとして譲渡してはどうかと、検討しようということで今進めている。

ポイント4が、大変お役所的なところですが、補助金や起債の処分制限内であったとしても、譲渡や貸し付けを検討する。少々分かりにくいのですが、公共施設の多くは、国の補助金を活用したり、起債で建設することが殆どです。この場合、ある年数までは用途変更したり、売却したりすることが制限されており、これに違反すると補助金を返還したり、起債を繰上償還しなければならない、やはり制限がかかるのは公共施設を建設する前にあります。これまでは、補助金返還や繰上償還が免除されるような使い方を包括承認と言いますが、包括承認できないものについては補助金返還が生じるので、しばらく何もできずにそのままにすることが少なからずあったが、活用処分の中では、仮に補助金返還だとか、繰上償還が生じたとしても民間開放することも考えていくことが書いてある。現に、先ほどの説明にありました神林いこいの家、10ページにその取り組みの参考事例として載せていますが、こちらの施設については1千3百万円で一般競争入札により売却しましたが、約200万円の補助金返還が生じたところですが、3月に施設を廃止し、期間を開けずに民間の方々に明け渡した方が有効活用になるだろうということで売却した、ということです。

ポイント5、当然のことですが、市有財産は市民全体の財産ですので、効果効率コストを考慮して方針を決定することとなるし、合理的な理由がない限り適正対価で貸す、相手方は広く機会を設けて決定することで、公平性を確保することとしています。2ページの方には優先度、①から⑦まで示していますが、やはり施策的な事情、企業誘致とか、施策上の判断により順番が変わっていくことも当然あり得るものとして捉えています。3ページ以降、4ページ、5ページは、今まで説明したことをリスト化しており、7ページ以降は先ほど申し上げたとおりになっています。今般、用途廃止施設の活用処分についての取り組み方針をまとめて、庁内で共有することとしましたが、こういった取り組みは今始まったものでなく、これまでの運用を踏襲したものです。それを見える化し、全員で共通認識していこうということです。取り組みを進める中で生じる新たな課題等については、その都度見直しながら運用していくことで、行政改革大綱2022にある遊休地、未利用地の有効活用につなげ、行政改革を進めていくこととしています。

委員長

一番後ろの事例は多分わかりやすいと思いますが、それまでのお話は少々面倒な話、 行政特有の話だと思っていただいて、デフォルトで何を考えているかというこの制度、基本的に行政財産で手放さないというのがデフォルトというのが基本構造の考え 方です。使い続けない、基本的に手放すことを前提にしない。手放す場合には、普通 財産に転換させなければいけないということが構造的に想定されているということ になると思う。

副委員長

民間に積極的に開放する、有効活用を図るというのが一番の基本的な目的としてあると思うが、市の財産であること、市民の物であること、公平性の確保というのが重い。それから、例えば市民活動している人たちはお金がありませんが、いろいろやりたいこともあるし、理想も持っているし、こういうことをやりたいと市にかけ合ったとしても、あなた達だけに貸すわけにはいかない、みんなに聞かなければいけないとか、原状回復がネックになるというのが大変だと思う。そういう活動をしている人たちって拠点があるというのが本当にとても大事なことで、もう雛が突っついたら叩き返すぐらいの、そういう市の方向性みたいなのも、温かいまなざしが必要だと思うので、あまり堅く市の財産だからというのを、大盛りにしないで民間にもっと広く活用させていただきたいと思う。

企画戦略課室長

この取り組み方針の中で、フローを作り見える化をしました。冒頭申し上げたとおり、結論が出ないのは、今みたいに、使いたいという話だと行政が使うかもしれないのでちょっと待ってくださいというのが、時間経過することだと思う。それで、その辺の難しさがあるというご意見だと思うので、この施設を廃止したら今後どうしていくのかということ、やはりスピード感を持って、ある程度一定の、すぐには結論出ないとしても期限を決めて、ここは民間の方にお貸しする施設にしよう、売ろう、後は市で使うというところは決めていくのは非常に重要な視点だというご意見だと思うので、参考にします。

委員

村上市高根の旧小学校、今、何か民間に売却、貸出しているか。

企画戦略課室長

高根の旧小中学校については、貸し出してる。

委員

高根集落に貸し出してるということか。

企画戦略課室長

あそこは高根フロンティアクラブという高根の人たちを中心にした、市民活動されてる方にお貸しし、IRORIという食堂とか、子供たちを入れて様々活動している。市がお貸ししている。

委員

その場合、家賃とか光熱費は発生するのか。

企画戦略課室長

そこは財産が様々変わってくるところですが、普通財産にした上でお貸ししているが、普通財産なので民間の賃貸と同じルールでお貸しするので、使用料はいただくこともできますし、そうでなければ公共的な活動されてるところですと、それが適正な対価の下でも議決がなくてもできますが、使用料を、年間幾らって形でいただいてます。

委員

民間活用した方がいいという建物がたくさんありますので、それを市民はホームページで調べたりすれば、市民は知ることができますか。

企画戦略課室長

はい。大変重要なところ私説明を落としていました。これまでも、これは市で使わないと決めても、それをお伝えできないところがありましたので、5ページの取組のフローをつけてあります。用途を廃止したものについて、他の行政目的で、公用、公共用で使う方針でない、NOの場合については、市場調査という言い方をしていますが、これはホームページですとか、土地であれば売却考えてますという看板を立てるとか、そのような形で売却方針ということを公表すると、これを使いたいという提案が多分出てくる。

委員

その場合に、ホームページを見れる環境にない方もいらっしゃる。市報に公用車売却しますと出ているように誰もが知り得る媒体で、全部載せられないと思うが、順次、こういうのがこういう方針です、こういうのがありますみたいなのを市報でお知らせすれば、何かしら興味を訴える方がいるのではないかと思う。現在では全くもって、どこにそういった施設があるのかというのは、市民の皆さんはおそらく分からないと思う。それでは有効活用するにもできないと思うので、取り組みをこのフローによって、今後取り組みをされて行かれた方が良いと思う。

企画戦略課室長

承知しました。市場調査の仕方についても工夫して、目に届くような形で考えていきたい。

企画戦略課長

これまでも土地等については、市報でも掲載してるケースは何回かありますが、実際に売却できる準備ができた土地については、市報に掲載しているものがありました。

委員

そうしたものについては、売却はできたのでしょうか。

企画戦略課長

まだ売却できてない用地もあります。契約に結びついたものもあります。積極的に紙 媒体でも電子媒体でもやっていきたいと考えています。

委員

学校廃校についてですが、廃校になったあと、絵画とかいろいろな物があるわけですし、私一昨年、廃校になった平林中学校を見たんですが、まだいろいろな物がそのままだった。あれは使えるものがあるんです。ですからそういうものは教育委員会の方で、まとめて売却するような方向で。今だったら使えるけれども、だんだん古くなると価値がなくなるので。図書から何か全部そのままだったんです。今はまだ売却する、しないということが決まっていないかも知れないけども。小学校、中学校の学校閉校とすれば終わりではなくて、中の物を綺麗に処分してもらいたいと思う。

お金になるのはなるように、そして綺麗にして、売却したりお貸しする。あれでは買うか借りる人が、全部処分しなければいけないような感じでは有効活用にはならないと私は思う。その辺は教育委員会とかけ合って、まだ使えるものは売却するとか、整理していただければと思う。

企画戦略課室長

学校廃校したあとの備品や様々な物については、学校同士で必要な物は融通し合っており、運び出した物もある。今残っているのはニーズがないというか、今使う予定がなくてそのままになっている現実は確かにある。廃校になった学校にはまだ残ってる物もあるので、教育委員会の方にもそういったご意見があったことをお伝えする。

委員長

内部管理上、まず目的外使用をするというのが第1の順番だと思うが、その時に、その内部ではどういうふうにされたのか。これ使いたいんだけどみたいな。そして使い

たいという話ではどのようにマネジメントされているのか。

企画戦略課室長

最初の行政財産目的外使用と、行政財産のままで一部分を民間の方に貸せるケースですと、その場合担当課がありますので、そちらにまず話が来る。そちらで、行政目的で使ってても支障ないだろうと判断されれば、所管が起案課という形になって、最終的には市長決裁によりお貸しするというスキームになる。

委員長

内部にとって見ればわかりやすいシステムですが、外部的に見ると、窓口が一本化した方が多分楽になる。あれを借りたいといった時にどこに行ったらいいのかが多分わからない、わかりにくい。

学校だったら教育委員会かなぐらいに思っている。組織上の問題があるので、先ほどお話されたように教育委員会は一応別立ての組織になっているので、少しややこしいですが、多分システムは標準化したほうがいいと思う。教育委員会については一応、行政委員会、執行機関なので、しょうがないということになると思う。入ってからのやり方とかいろんなものは、全部同じにするほうがいいだろうし、少なくとも教育委員会以外のものについては、一本化できれば一本化して、推進室なり総務管理かわからないが、うまくマネジメントできるといいのかもしれない。外部に貸すって場合は、あと内部的には、この用途をこっちに変えたいって言った時は、どうされてるんですか。

企画戦略課室長

内部的な話ですが、先ほど言ったように施設の所管課があり、財産の管理となると財 政課が管理部門という形になるので、そちらと協議し最終的に決定していく。内部は そのような形。

委員長

内部がそうなので、Aの所管課が管理してると、実はBの所管課がそれ使いたいと思うことがあった場合に、ここは実はもう使っていないみたいなのが、情報がやりとりできるように。内部でまずは使い、上手く使い切って、内部ではもう使う用途がなくなったので外部に出そうといったときに、行政財産のまま貸そうという方法もあれば、普通財産にして売却とかいろんな別の方向にしようとなると思うが、そのあたりをうまく内部的にフローで流していただくといいと思う。

企画戦略課室長

分かりにくい役所の仕組みですが、2ページの上の方に、行政目的で、公共または公共用に利用するという考え方は委員長がおっしゃったとおりで、A課が廃止したんだけども、B課の事業で使いたいというのが、政策調整を経て方針を決定となり、他の行政目的をするってパターンだと思う。それについて政策調整という言い方をしますが、それをするのは企画戦略課ですが、様々な施策を調整した上で、これをやろうとか、やらないとか、内部ではそういうふうに、実際すでに流れていることが現実的にある。

委員長

そういうのをここで話していただくと、内部でもちゃんとやってて、かつ、その上で 外部に出せるという話になろうかと思う。ありがとうございました。

企画戦略課長

具体的に、先ほどお話がありましたが、廃校した学校の利活用、こちらについて、子供がだんだん少なくなって、急加速で進んできたわけで、まだこれからも、それを止まっていない状況ですが、この空き校舎の利活用検討委員会というものを、そこだけクローズアップして検討委員会を立ち上げ、今申し上げた他で何か利用できないかと

か、それから外部の方への譲渡なり、貸し出し、こういったものができないかといった検討も並行して進めているところです。

(3) ふるさと納税の取組

委員長 ふるさと納税の取り組みについて、説明をお願いします。

観光課室長 観光課の村山と申します。今日ふるさと納税ということで、私と大倉の2名出席をさせていただいた。ふるさと納税については、物産振興ということで観光課の方で所管している。

寄附額について、令和4年度は5億6百万ほど寄附をいただいていますが、様々な制度改正、それからルールの運用変更ということで、それに対応しながら取り組んでいる状況ですので、その取り組み状況をご説明、ご報告します。

観光課主査 観光課観光交流室の大倉です。本日よろしくお願いします。皆様のお手元に資料を配付しましたので、それを基にお話しします。

1枚目のところに、資料の内容ということで1から7まで議題がありますが、ふるさと納税の制度の概要の部分と村上市の現状が2点目、3点目が今現在行っているところについてご報告します。

1点目、ふるさと納税の制度ですが、ご存知のとおり、自分が生まれ育った故郷や、 お世話になった土地に寄附をする制度になっていますが、大きく三つのメリットが語 られている。一つは寄附先を自分で選べるというところです。自分が今住んでいる自 治体以外のところになるが寄附先を選べる。二つ目は、使い道を選べるというものが ある。例えば子育て行政に使ってもらいたいとか、健康福祉とか、産業観光に使って 欲しいとか、これは自治体がそれぞれメニューを設けますが、使い道を自分が寄附す る時に選べるというメリットがある。三つ目ですが、返礼品がもらえるというところ です。ここがかなり誇張されてるような気がしますが、基本的には制度として3つの メリットがある。5ページご覧ください。グラフがありますが、ふるさと納税9千億 円の推移、国内全体ということで表示しています。令和3年度までの数字が載ってい ますが、先日、総務省の方から令和4年度の実績が公表され、9千6百億で年々右肩 上がりになっています。こちらの市場規模ですが、ふるさと納税は基本的にインター ネットポータルサイトを中心に募集します。これは後程詳しく申し上げますが、楽天 市場、さとふる、ふるさとチョイスなどCMでよく聞く名前があるかと思いますが、 そういったインターネットポータルを通じて募集しています。 例えばふるさと納税を 一つのECショップとネットショッピングサイトとして見た場合、ECサイトの国内 流通額は1位がアマゾンジャパン、2位が楽天市場、3位がふるさと納税、4位がヤ フーです。実はECショップで見るとかなり大きいところまできている市場と言われ ています。どこまで伸びるかですが、最大市場規模2兆4千億円と言われています。 今は30%半ばの9千億なので、まだまだ伸びると言われています。2兆4千億円の根 拠は何かというと、控除額が住民税の2割まで控除されるという制度ですが、国民の 住民税の総額が12兆円ほどあるので、その2割で考えると2兆4千億円なので最大市 場規模が2兆4千億円と言われています。現在は9千億円なのでまだまだ伸びる市場 かなと思っており、村上市の方もここに関してはかなり力を入れてるところです。

6ページはルール的なところになる。平成27年度に規制緩和があり、今言った住民税の2割控除とか諸々のルール緩和があって、国内一気にふるさと納税が活発になりました。村上市も返礼品の取り扱いを始めたのは平成27年度からです。そのあとに、有名なところでは泉佐野市とかいろんな自治体で目立ちすぎる取り組みがあり、過剰な返礼品競争があってから、平成31年に大きくルール変更がありました。これは全国が長くやっているルールですが7ページをご覧ください。ふるさと納税の基準を国が設けました。その基準というのが、主に税法で改正して定めている基準になります。これがふるさと納税の募集を適正に実施してくださいっていうのが一つ。二つ目が、返礼品は寄附額の3割以内に収めてくださいっていうルール、返礼品は地場産品を扱ってくださいというところです。1番目のふるさと納税の募集を適正な実施は、過剰な返礼品の選定を行わないとか、あと広告の打ち方に細かいルールがある。あとはふるさと納税を募集するに当たっての経費の考え方で、返礼品、送料も入れて、自治体がいただいた寄附額の50%以上をその経費に使ってはいけないというルールがここで決められました。これは全部そこに倣ってやってるところです。

2番目は先ほど言ったとおり3割以内にする、例えば、村上市が1万円の寄附をいただいたら3千円を超える返礼品は出してはいけないというルールです。これは全国一律。あとは地場産品、他所から持ってきたものは使ってはいけないというルールがあります。今こういったルールの中で、我々も制度運用しているところです。

11ページは、村上市の現状ということで寄附額の推移になります。ふるさと納税制度自体は平成20年度から始まっていますが、村上市は返礼品の取り扱いを始めたのは平成27年度からです。この表は平成26年度からスタートしていますが、平成27年度から一気に寄附額、件数、金額ともに伸びているところです。順調に伸びてきて令和4年度は最終的に3万件を達成させていただいて寄附額も5億円まで達成できたところです。年々上がっていくのは本当に全国の皆様の寄附、あとは返礼品の魅力のおかげと思っている。

続いてのページお願いします。返礼品の取り扱いですが、村上市は個々の市内の事業者と契約する形はとっておらず、基本的には団体から返礼品を調達しています。大きく言うと、物産団体の越後村上物産会、村上小売酒販組合、瀬波温泉旅館協同組合、大きくこの三つから商品を仕入れて出品している。返礼品の数は、現時点で約400点あり、あとは新米予約金、季節限定の商品、フルーツ、海産物も一部限定品がありますが、それを入れると460点相当になります。

13ページ、14ページと続きますが、仕組み上の話なので今回は割愛します。

15ページにグラフがありますが、村上市の細かい現状を説明します。返礼品の人気ランキングですが、1番が米、2番が塩引き鮭等の鮭の加工品、3位が村上牛、4位が地酒、5位がその他水産加工品、6位が瀬波温泉の利用券です。これは令和4年度実績と書いていますが、令和3年度、令和2年度も一緒です。米は数年で見ると4割を占めてるということで、我々のその返礼品の中のメインであると捉えている。

16ページは寄附金額の金額構成です。村上市は食品を多く取り扱ってるのはお分かりいただいたと思うが、一番多いのが1万円台で約4割を占めており、2万円、3万円で3割ぐらい占めてるということで、全国見ると、例えば工業製品とか扱っている自

治体とか、家電を扱ってる自治体、そういったところで少し違う。村上市は食品がメインなので、寄附単価は安い、客単価が安いということですが、そのような状況で経費の状況をお話しするが、送料が結構、村上市の場合は経費としてかかっている現状がある。

17ページは、寄附金募集の方法ですが大きく二つあり、電話等でお問い合わせをいただいて郵送でやりとりをする、カタログと申し込み書を入れて、書面でやりとりする申し込み方法が一つと、先ほど申し上げましたポータルサイトによる申し込みです。この割合は郵送の申し込みが3%ぐらい、ポータルサイトが97%でほとんどポータルサイト、ネットによる寄附がメインとなっている。これは全国見ても同じような数字が出ている。

18ページは細かい表になっていますが、募集方法別の寄附件数と金額で先ほどの話の続きです。郵送がその他に入っていますが表の一番下です。それ以外はすべてネットによる申し込みがあります。我々のサイトで一番多いのがさとふるというポータルサイトで、CMとかよく流れたりすると思います。さとふるの寄附が全体の4割を占め、続いてふるさとチョイス、楽天が続いてるというのが我々の状況です。結構ポータルサイトの経費が高くて、全サイト平均すると経費として10%から9%台ということで、先ほど50%のルールを申し上げましたが、かなり高い。我々に限った話でなく全国的な問題にはなっていますが、このあたりが流出してしまっている、ネックになっている。

19ページお願いします。平成27年度のグラフからの話になりますが、これまでの取り組み状況として三つやってきたのが返礼品増加の取り組み、スタート当初70品だったのが今467まで今きているというところ、あとは返礼品の磨き上げ、ネットを介して寄附を募集するものです。皆さんもアマゾンでお買い物をしたり、楽天、ヤフーでお買い物をされることあると思います。商品ページを見て、美味しそうだ、お得だとか、いろんな判断基準を持って買われると思いますが、そういったところに訴求しやすい内容は何かというところで、プロによる撮影とか、コンテンツライティングの勉強会をしてきたところです。あとは3つ目、間口を増やすということでポータルサイトの拡充です。令和3年の時点で6サイトまで開設してるという状況です。

20ページをお願いします。令和4年度までで見た場合ですが、村上市の課題ということで、こちらも3つ挙げていました。令和4年度までですがポータルサイトの運営、6サイトありましたが全部職員が直営でやってました。ECサイトをやったことがある方がいるかも知れませんが、400品管理するのはなかなかの業務で、それを6サイト公務員がほぼ直営でやっていたという話です。2番目ですが経費率の話です。客単価、5割内経費を圧迫しているというところです。想像してもらいたいのですが1万円の寄附が入りました、メインはお米だという話をしました。3千円の米を用意します。その3千円の米を全国に発送すると関東でも1千円します。関東は800円とかですが、全国でみたら1千円以上します。ポータルサイトが9から10出るという話をしましたが、そこで見るともう30%が送料で、トータル40%ギリギリでやってました、この5割を毎年ぎりぎりでルールを守るという部分での課題もありました。もちろんオーバーはしていませんが、そこを気にしながらやってました。これが二つ目の課題です。3番目も一緒ですが、基本的にはぎりぎりでやってましたっていうところなので、今後もルールを守っていくのが課題ですということが書かれています。ただ、か

なりその5割ルールは逼迫していますが、年々寄附額が増えてきたこともあり、少しずつ外部の専門事業者の委託の道も見えてきて、令和5年度からの取り組みということです。

21ページをご覧ください。最後のページですが、今年度どのような取り組みをスタートしてるかというところを再度ご報告できればと思います。寄附額が伸びてきたことによって、多少、外部を頼る余白ができてきたというところで、例えば先ほど申し上げたようなポータルサイト内の返礼品ページについては専門家の助言を受けることができるまで経費を作ることができました。こういった部分はそのサイトの作り込みや、SEO対策、メルマガの配信とか、外部事業者と協力しながら今年度からやるようにしております。直近の成果で見ると、少しずつ成果が出てきているというところです。あとは機械的な業務も、やはり税額控除に関する話があり、そういった部分も外部委託を実施することで業務に余裕を作ってこれたので、今、他の施策に生かしているというところです。あとは新規返礼品の積極的な追加ということで、今村上市の返礼品を提供いただいてる事業者さんは60社ほどです。かなり積極的にやってまして、おそらく今年度中70事業者以上は着地しそうです。これは今後も当然増やして行きますが、やはりその業務のバランスが今年度から変えられたので、職員は外に出ており、営業に行ってるような状況です。

ここに記載はありませんが、その余白を使ってポータルサイト数も増やし、令和3年度6サイトだったのが10サイトになりました。間口大きく広げることもそうですし、返礼品の積極的な追加、また最後に書いてありますが、着地型のお礼品や商品バリエーションを増やして、今後も寄附を増やしていかなければならないということで、観光課の方で取り組むという状況です。

委員

客単価が低く、経費を圧迫してるということ。単身もしくは配偶者控除がないんで、例えば共働きの女性がふるさと納税をしようと思う。ガイドラインが大体年収200万円とか300万円とかになるかと思うんですが、200万円で1万5千円が限度額。300万円で2万1千円。そうすると、3千円未満とか5千円というのはどうしても要るものか。 寄附の返礼品として 16° ージのグラフの中の3千円未満、3千円から5千円未満、5千円から1万円未満を3つ合わせると820。これがもし、例えば、1万円以上であれば、この826件の送料が要らないわけで、例えば3千円未満がどうしても要るということであれば別ですがこの考え方にははい。それを出してる業者に、例えば1千円、3千円で1千円。1千円の方を3と合わせて1万円にするとか。その業者に、うちの商品取り扱わないということではなくて、3個で1万円として使わせていただきますみたいな交渉によっては、その送料、4年度で820件分が、浮くのかなっていう単純な考えです。

観光課主査

私の説明不足だったところもありましたが、村上市の方では1万円未満の商品は基本 取り扱っていません。ただこの令和4年度実績が少々違います。特殊になりましたが、 この3千円、あと3千円から5千円未満は何かと言うと、令和4年度の水害でふるさ と納税は災害寄附も控除対象になっており災害寄附で集めたものです。当然1万円以 上の寄附をいただいた事例もありますが、やはりその災害寄附が殆どを占めている。 委員おっしゃるとおり、1万円未満は経費を圧迫してしまう。いつもはありません。 委員

送料を圧迫するのであれば、価格設定まで考える必要がある。

観光課主査

戦略上この話を広げると、今後の戦略上としてはやはりその高額、例えばお米にしても2万円ぐらいのものがより出ていくような働きかけとか、事業者さんとの相談によってバリュー差を増すような施策を考えられるかというのは、結構今重要な課題になっている。

委員

新潟県内で村上市は2022年、最新で11位ですかね。県内11位で健闘されて5億円ということで、1位は燕市で54億円。同じ人口規模ですと南魚沼市が村上市より少ない人口で2位ということで健闘されている。頑張っていらっしゃると思うので、またさらにやっていただければと思います。

委員

2点ほどあり、1件は、いろんな要望は観光課の方に、私でも一般市民でも、何かあれば直接提案すればよいか。例えばこんな返礼品を入れて欲しいとか、ホームページを変えて欲しいとかいうのは、観光課の方に申し出ればよいか。

観光課主査

今のお話で、返礼品の出品という形になりますと説明した団体です。ただ、直接、観光課に来てもらってその団体を紹介するというのは当然可能です。

委員

私の場合は、一般公募の資料に添付しましたが、いちごで言えば、500円のいちごを自分で作ろうとして、現に販売を一部しましたが、知ってる人に無料で配ったりしてる。あと黒ニンニクであるとか、魚であれば釣った魚を当日にいろんな人に届けるとか、そういうこともやってる。県外の人とか、例えば具体的には米であれば、私は無料。自分田んぼで作ったものを食べる分は、入ってるんですけども、コシヒカリなんかは自分でわざと8種類ほど食べた。驚いたのは8種類ともそのおいしさが違うんです。今も出てきましたが、例えば民間を入れるとか、種類を増やすとかは、特に魚とその米についてはもっと伸びると個人的に予測を立てているので質問した。何かあれば、観光課や団体を通すことにする。

観光課主査

委員のご発言のとおり、返礼品の扱いとか、その見せ方の部分もあると思いましたが、 今年度からようやく民間活用というところで、ECサイトでは本当に全国競合揃い で、これが一公務員だけで戦うのはかなり無茶だったと思います。そういった部分で 専門家とか専門事業者の意見を聞く、若しくは一緒にやりながらサイト充実から進め ている。

委員長

前段で施設の話をしていましたが、例えば先ほど委員も言われていましたが、ここのスケート場の利用権みたいなものを、ふるさと納税の返礼品にするというのも多分考えられる。つまり、施設で使ってないものに利用権を出すというのがあって、とにかく今持っているものを横串に刺してみたらどうかというのを少し他の部署ともご検討いただけるといいのではないか。そうすると、瀬波温泉だけではなくて、他の施設も使えるものがあれば使っていただくと、ふるさと納税で少しでも入ったらうれしく思いますので、ご検討いただければと思います。

6 次回委員会の開催日程

企画戦略課係長

次回の開催日程について、具体的な日時等はまだ決まっていませんが、令和4年度の 決算が出て、財政収支見通しが出たタイミングで行いたいと考えていました。あらか じめ委員の皆様の方にご案内したいと思います。また、本日、たくさんご意見等を頂 戴しましたので、このようなテーマで開催をして欲しいとか、このようなテーマについて聞きたいというのがありましたら、事務局の方にご連絡いただければ、ご意見を参考に会議を開きたいと思いますので、重ねてお願いします。

7 その他

委員

提案ですが、我々今ペーパーで、これだけの財産を見せていただいております。現場 そのものというのは、実際知ってるものもあるし全く知らないものもあるので、我々 の委員会で現場視察ができるかどうか。委員長の判断で、ここは見た方がいいのでは ないか、ここは検討の余地あるからこの辺を見てみようかという取り上げ方で。時期 はお任せしますが、何か現場を見るような委員会があってもいいのではないか。

委員長

ありがとうございます。事務局とお話をさせていただきたいと思いますが、委員会自体前とか後とかで、任意参加で行きましょうというのはできると思います。委員会がある日で午前とか午後とかに設定するのが、可能性があるだろうと思います。今伺ったときに考えてどうだろうなっていうのは、継続になったものを見に行くのがいいのか、それとも廃止するって決定したものを見に行くのがいいのか事務局と相談をさせてください。ありがとうございます。

委員

決算が終わってからということになりますので9月以降に資料が出そろってからですね。28日付で新潟県が起債許可団体に移行したというニュースがありました。冒頭にありますように村上市も財政は厳しいということだった。村上市においては、実質公債負担比率が12.35。新潟県もかなり低く設定をされておりますが、財政が厳しいということでしたのでそれを踏まえて、次回の委員会では、今後の財政について、財政調整基金の推移ですとか、あり方とかをお聞きできたらと思います。よろしくお願いいたします。

新潟県は起債許可団体となり、起債には許可が必要ということで、28日付けにかなり大きく報道された。それを脱却できるのが15年ぐらいなので、ひとたび村上市もなったとすると、かなり今の若者たちに負担を強いることになってしまうので、そうならないために、何ができるのか何をしなければいけないのかっていうのを、この委員会で皆さんの意見を出されるのも大事なんじゃないかなと。

委員長

ありがとうございました。他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

本日予定してた内容は以上となりますので、副委員長から閉会のご挨拶を願います。

8 閉会

副委員長

暑い中、たくさんのいろんな意見が出された委員会だったかと思います。出された意 見を参考に議論ができればと思います。今後ともよろしくお願いします。